

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

新潟市

2 地域再生計画の名称

公共施設の転用による福祉水準向上計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

本計画の認定から3年間(暫定)

4 地域再生計画の意義及び目標

新潟市内の知的障害者の法定通所施設は、平成16年3月31日現在、定員が333名のところ利用者が339名おり、さらに待機者が42人存在しています。また、待機者の受け皿となっている小規模作業所(19か所)についても、定員334名はすでに実質上飽和状態にあります。今後も養護学校の卒業者は毎年30名前後見込まれており、在宅障害者のための法定施設の早急な新增設が望まれているところです。

障害者にとっては、作業環境や指導員の体制が整っている法定施設での作業が望ましいが、施設が限られているため小規模作業所に通っているのが現状です。

また、昨今の社会・経済情勢から、小規模な運営団体では、新たな施設を容易に確保できない状態です。

施設通所ができない障害者は、社会参加の道が閉ざされることとなり、保護者団体からも、施設整備に関する要望が多く出されています。

一方、本市においても、平成5年度に34,850名であった児童数が平成15年度には28,196名と10年間で19%減少するなど少子化が進み、その間に公立学校の4件の統廃合が行われるなど転用可能な校舎等が発生している状況にあります。

そこで、これらの校舎等の転用を可能にして、福祉施設を新たに設置しやすい社会的・経済的環境を整備することにより、待機者の解消をすすめ、さらに法定施設の整備費補助や無認可作業所への運営費補助、グループホームへの補助、施設等通所費の助成、タクシー券の助成など市単独事業も実施しながら、障害者の自立と社会参加を促進し、福祉水準の向上を目指します。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

廃校校舎等を転用することで福祉施設の設置が容易になり、現在、在宅で昼間の活動場所を一日でも早く見つけたいと願う障害者の社会参加が可能となります。

また、地元の愛着心のある校舎を利用することで地域との交流も深まり、健常者とのふれあいによる知的障害者の療育効果の増大と、地元の更なる障害者への理解浸透が望めます。さらには職員の確保による雇用の創出も図られます。

なお、現在の知的障害者の法定通所施設への待機者 42 名については、概ね 5 年以内の待機解消を図る。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

【番号】 1 0 8 0 1

【名称】 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組
特になし

(2) その他の関連する事業

社会福祉施設整備費補助（事業主体：新潟市単独補助）

心身障害者小規模福祉施設運営費補助（事業主体：新潟市単独補助）

グループホーム運営費補助金（事業主体：新潟市単独補助）

心身障害者等施設通所費補助（事業主体：新潟市単独補助）

障害者福祉タクシー利用助成（事業主体：新潟市単独補助）

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

【番号】10801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

2 当該支援措置を受けようとする者

名称：新潟市手をつなぐ育成会（任意団体）

所在：新潟市沼垂西3丁目3-22

3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組の内容

狭隘化している小規模福祉作業所「あすなる福祉作業所」の移転先として、統合により廃校となった新潟市黒鳥小学校のRC校舎を市より無償で借り受け、現通所者の環境向上を図るとともに、養護学校新規卒業生及び通所施設待機者等の受け皿とする。

4 適用要件への該当について

- (1) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定申請をすること

新潟市が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。

黒鳥小学校廃校年月日 / 平成16年3月31日

設置主体 / 新潟市（設置時 黒崎町 平成13年1月1日新潟市と合併）

根拠条例 / 新潟市立小学校条例

- (2) 廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること

（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合には、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること）

新潟市手をつなぐ育成会（任意団体）による小規模福祉作業所「あすなる福祉作業所」の廃校となった新潟市黒鳥小学校への移転は、市が施設整備をして無償で貸し付けるなど本市と連携協力した事業であるとともに、現通所者の環境向上を図り、養護学校新規卒業生及び通所施設待機者等の受け皿となることから、「待

機者の解消をすすめ、障害者の自立と社会参加を促進し、福祉水準の向上を目指す」という本計画の目的と合致する。

- (3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること

小規模福祉作業所「あすなる福祉作業所」は、狭隘化しており、昨今の社会・経済情勢から容易に新たな作業所が確保できない状態であったが、近くに利用可能な廃校が出現したことと、地元の理解も得られたことから、廃校舎を利用できるという機会を得て、初めて移転が実現可能となった。

- (4) 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本市は、新潟市手をつなぐ育成会（任意団体）に対し、廃校となった新潟市黒鳥小学校校舎を整備し、福祉作業所として無償貸与する。